

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則20号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>副教育長及び香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和7年香川県教育委員会規則第10号）第2条の規定による改正前の香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和51年香川県教育委員会規則第20号）第1項第2号の総室長</u></p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 副教育長及び<u>新県立体育館整備推進総室長</u></p> <p>(7)～(9) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。